

調布市更生支援プラン

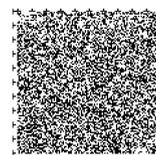
～支え合い ともに暮らす 明るいまち調布～

(調布市再犯防止推進計画)

令和5(2023)年度 ▶ 令和9(2027)年度

令和4年12月

調布市



はじめに



国内における、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は、近年5割近くを占めるまでの高い水準に達しています。

犯罪や非行をした人たちの中には、貧困や疾病、困難な成育環境などにより、様々な生きづらさがあり、立ち直りに多くの課題を抱える方が少なくありません。そのため、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援を国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携・協力して実施する必要があります。

市は、これまでも地域におけるトータルケアの推進など、地域共生社会の充実に向けた取組を推進する中で、犯罪や非行をした人たちを含め、誰もが自分らしく、安心して、つながりをもって暮らし続けられるまちづくりを目指して参りました。また、こうした市の取組とともに、保護司会をはじめとする更生保護活動を行う関係団体の皆様には、“社会を明るくする運動”等を通じて、犯罪や非行をした人たちの更生や、地域社会の理解促進に向けた啓発活動に取り組んでいただいているところです。

こうした社会状況やこれまでの取組を踏まえ、このたび市は、犯罪や非行をした人たちが、生きづらさを抱えたまま地域社会の中で孤立することのないよう、円滑な社会復帰を支援するため、「調布市更生支援プラン（調布市再犯防止推進計画）」を策定いたしました。

本計画では、犯罪や非行をした人たちが社会復帰するうえで抱える課題を、関係機関との連携や地域における支え合いにより支援するため、居場所・就労・住居の確保や適切な保健医療・福祉サービスの利用促進などの様々な施策を5つの基本方針の中で、体系的に取りまとめています。

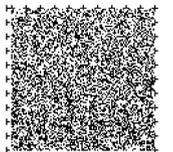
今後は、本計画に基づき、関係機関等との連携をより一層深め、更生支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進して参ります。

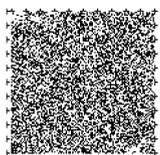
結びに、本計画の策定に当たりまして、ご協力くださいました調布市再犯防止推進計画策定委員会委員をはじめとする関係者の皆様に御礼申し上げます。

令和4年12月

調布市長

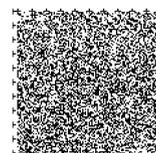
長友貴樹

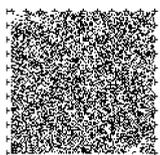




目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1-1 計画策定の背景	1
1-2 計画の目的	3
1-3 計画の位置付け	4
1-4 施策の対象者・用語の定義.....	5
1-5 計画の期間	7
第2章 市の現状と課題	8
2-1 統計からみる現状	8
2-2 関係機関・団体のヒアリング結果からみる現状	12
2-3 課題のまとめ	15
第3章 計画の基本方針と取組	16
3-1 基本方針.....	16
3-2 基本方針に基づく取組.....	17
基本方針1:居場所のある地域づくり	17
基本方針2:適切な保健医療・福祉サービスの連携支援の仕組みづくり	23
基本方針3:子ども・若者の安全・安心な環境づくり	29
基本方針4:誰一人取り残さない支え合いのまちづくり	33
基本方針5:多機関連携・協働による地域共生のまちづくり	37
第4章 計画の推進	38
4-1 計画の進行管理・評価.....	38
資料編	39
1 計画の策定経過.....	39
2 調布市再犯防止推進計画策定委員会設置要領.....	40
3 調布市再犯防止推進計画策定委員会委員名簿.....	42
4 施策と担当所管一覧	43



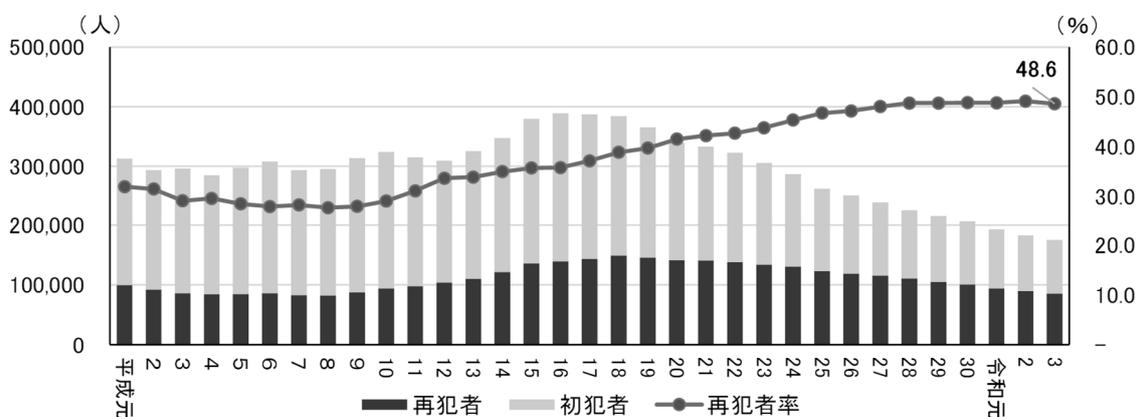


第1章 計画の基本的な考え方

1-1 計画策定の背景

我が国の刑法犯検挙人員は、平成16年をピークとして年々減少してきています。さらにその内訳をみると、初犯者数及び再犯者数もともに減少してきていますが、再犯者率(検挙人員に占める再犯者数の割合)は、近年、5割近くを占めるまでに至っています。

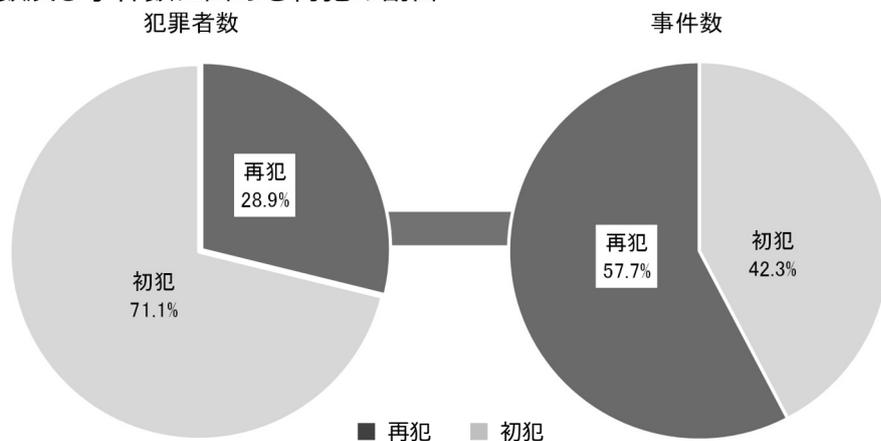
■ 刑法犯検挙人員と再犯者人員・再犯者率の推移



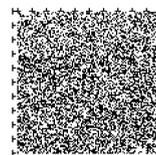
資料：警察庁「犯罪統計」

また、法務省が昭和23年から平成18年までの間で刑が確定した人のうち、100万人を無作為に抽出して傾向を調査した結果によると、犯罪者数のうち再犯者数は約3割となりますが、その3割の犯罪者で事件の6割が引き起こされているという結果が示されました。

■ 犯罪者数及び事件数に占める再犯の割合



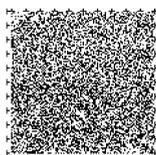
資料：法務省「犯罪白書」



このような、一度犯罪をした者等が再び犯罪をしてしまう背景として、住まいや職がないなどの不安定な生活基盤に身を置いていたり、適切な保健医療・福祉サービスに結び付けられておらず必要とする支援が得られないなど、何らかの生きづらさを抱えていることが一因であると言われています。

国では、この状況を受けて、平成24年に「再犯防止に向けた総合対策」を決定し、再犯防止対策を「『世界一安全な国, 日本』復活の礎ともいべき重要な政策課題である」と明言するとともに、平成28年には再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）を制定し、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、再犯を防止するための施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。平成29年12月には、再犯防止推進法に基づく、国としての「再犯防止推進計画」が閣議決定され、令和元年12月には「再犯防止推進計画加速化プラン」が犯罪対策閣僚会議において決定されており、再犯防止施策が進められているところです。

東京都においても、誰もが安全で安心して暮らすことのできる「セーフシティ」を実現するため、令和元年7月に「東京都再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができる社会づくりを進めています。



1-2 計画の目的

市は、これまで地域におけるトータルケアの推進や地域包括ケアシステムの構築など、地域共生社会の充実に向けた取組を推進し、市民一人ひとりを大切にす
る視点をもってまちづくりに当たってきました。そのため、こうした取組を踏まえ
て、犯罪をした者等が、社会復帰に向けた息の長い支援により、生きづらさを抱え
たまま地域社会の中で孤立することなく、再び地域社会の一員として生活をおく
ることができるよう、更生支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るこ
とを目的に調布市更生支援プラン(調布市再犯防止推進計画)(以下「本計画」とい
う。)を策定します。

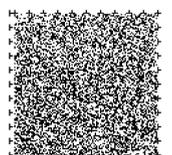
再犯を防ぐ好循環を目指して

再犯の背景として、出所後に仕事や帰るべき場所がなく、社会で居場所がないことにより孤立し、結果として犯罪・非行を繰り返してしまう悪循環が指摘されています。

出所者等を社会から排除・孤立させず、必要な更生支援を行うことにより地域で再び受け入れる好循環を構築することが必要です。



資料：法務省「宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」資料より



1-3 計画の位置付け

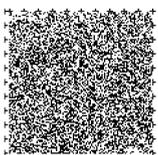
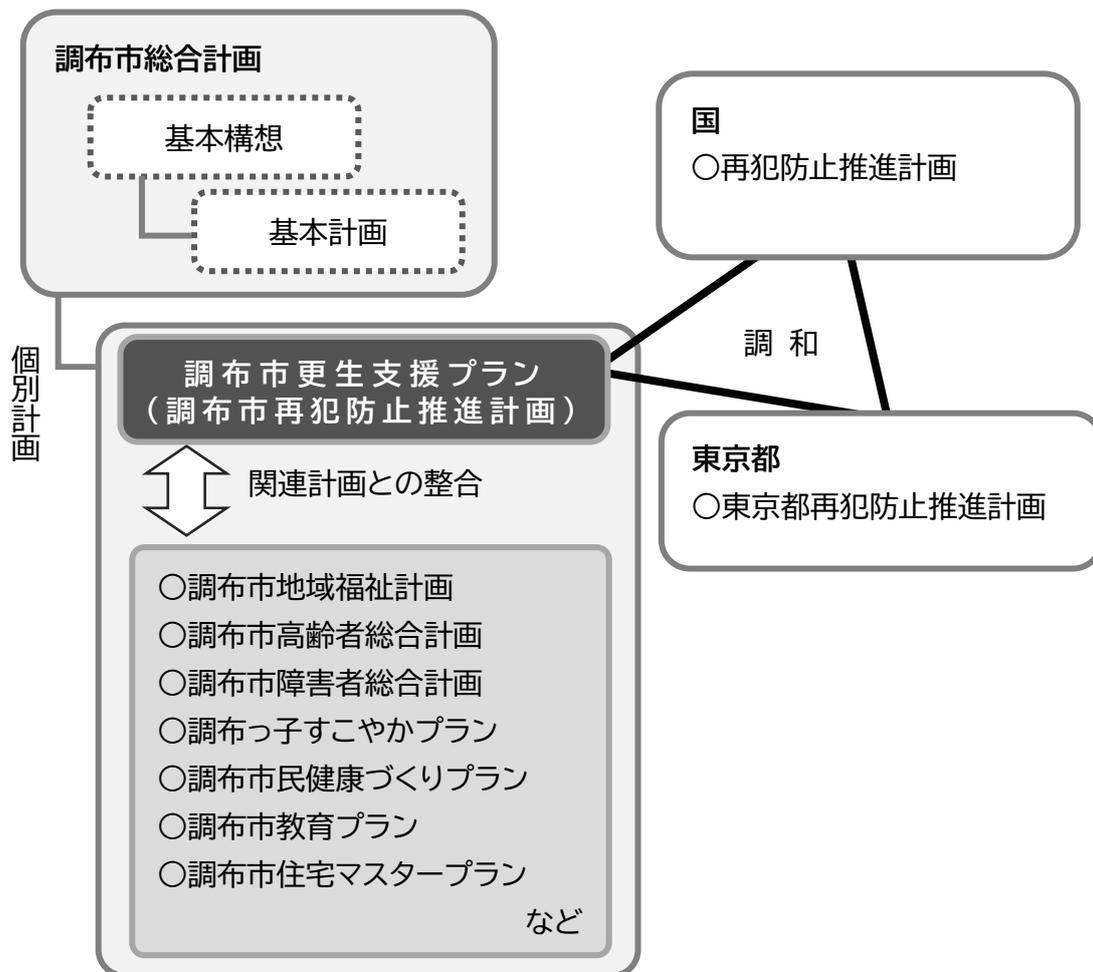
(1) 法的位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として策定します。

(2) 市での位置付け

調布市総合計画(基本構想・基本計画)を最上位計画とする, 更生支援施策に関する個別計画として策定します。

福祉3計画(調布市地域福祉計画, 調布市高齢者総合計画, 調布市障害者総合計画)をはじめとした関連する保健福祉, 教育や住宅分野の個別計画と連携を図り, 地域共生社会の充実を推進します。



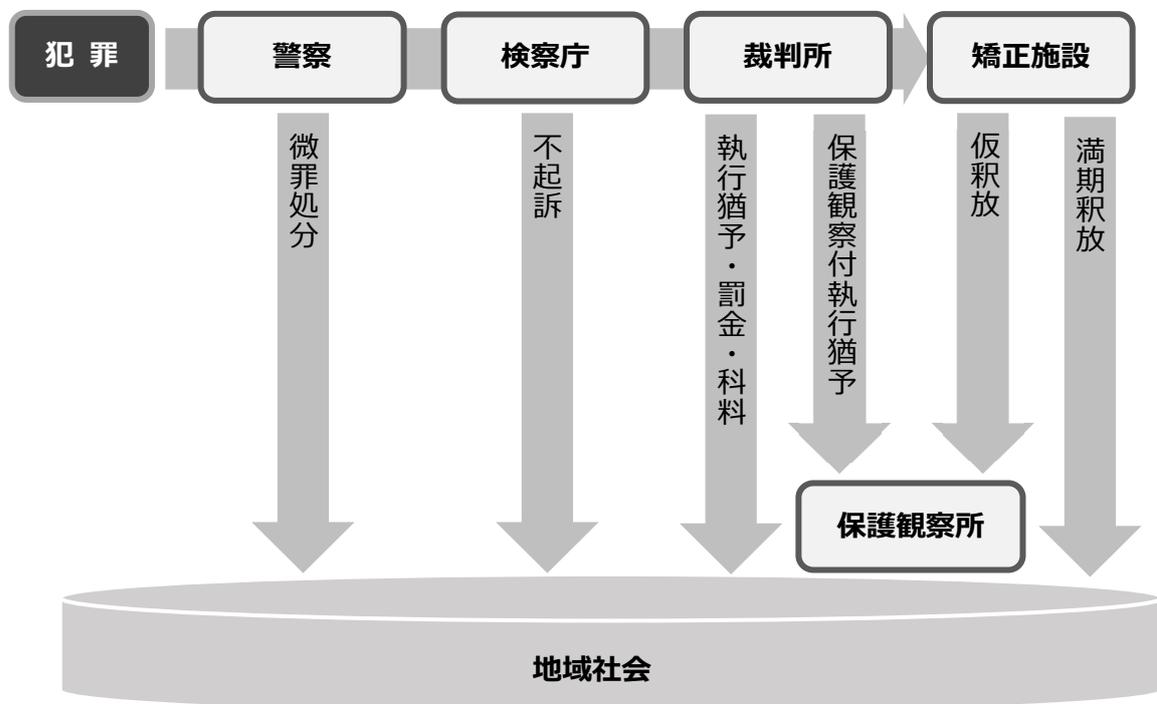
1-4 施策の対象者・用語の定義

(1) 施策の対象者と「犯罪をした者等」の定義

本計画で扱う更生支援に関する施策の対象者は、「犯罪をした者等であって、調布市に居住する者、居住する見込みのある者等」とします。

「犯罪をした者等」とは、再犯防止推進法第2条において、「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」と定義しており、刑務所等の矯正施設出所者だけでなく、保護観察対象者や刑の執行が猶予された人なども含みます。

■ 成人による刑事司法手続の流れと地域に戻るイメージ



資料：令和2年版再犯防止白書「成人による刑事事件の流れ」を基に作成

(2) 「更生支援」としての再犯防止施策

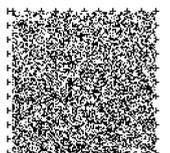
本計画では、再犯防止の施策について犯罪をした者等の視点に立ち、社会復帰に向けた更生を支えていく観点から、市の再犯防止に関する取組については「更生支援」の表現を用いることとします。

また、こうした観点に基づき、本計画の名称を「調布市更生支援プラン」とします。

保護観察とは…

保護観察とは、犯罪をした人、非行のある少年が社会の中で更生するように、矯正施設外において保護観察官及び保護司による指導と支援を行うものです。

保護観察中、保護観察対象者には必ず守らなければならないルール「遵守事項」が課され、違反した場合は矯正施設に収容するための手続をとることがあります。



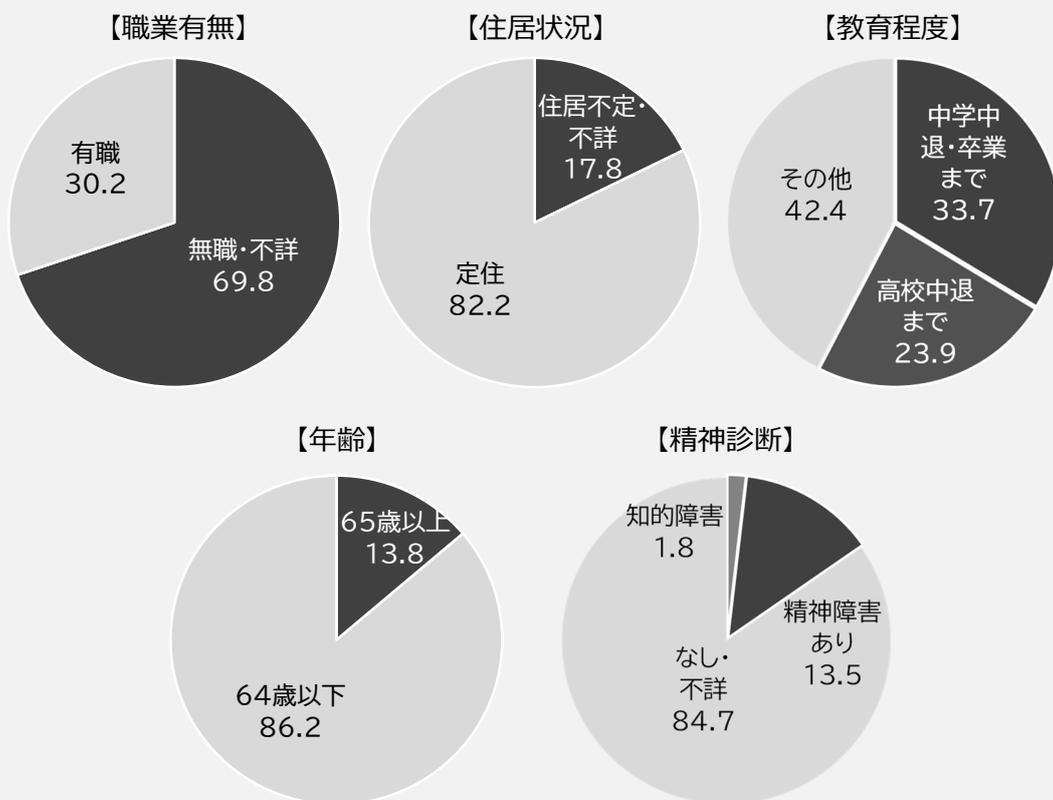


矯正統計からみる受刑者の背景

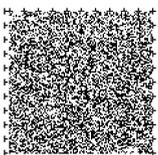
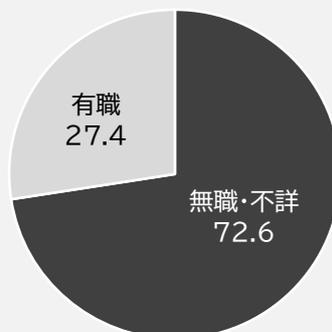
矯正統計による新受刑者（新たに刑務所に入る人）の属性をみると、無職であったり住居がないなど、何らかの“生きづらさ”を抱えていると考えられる層が一定数いることが伺えます。

また、再入受刑者のうち再犯時に職業が「無職・不詳」であるケースが7割を占めており、生活の再建に向けた支援の重要性が伺えます。

■ 矯正統計からみる新受刑者の属性（令和3年時点、表示は%、人数 16,152）



■ 矯正統計からみる再入受刑者の職業有無（令和3年時点、表示は%、人数 9,045）



1-5 計画の期間

計画期間は、令和5年度から9年度までの5箇年とします。

なお、国や東京都の動向、市の関連計画との整合を図るため、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行うものとします。



満期釈放と仮釈放

矯正施設からの釈放には、「満期釈放」と「仮釈放」の2種類があります。

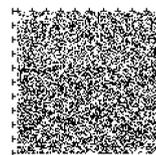
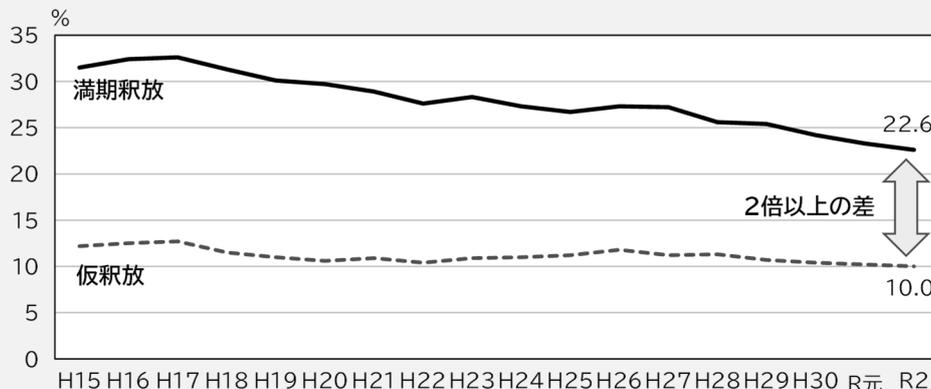
満期釈放：収容期間を満了して矯正施設を出所すること。保護観察を受けることはない。

仮釈放：収容期間満了前に仮に釈放して保護観察のもと更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図る制度。

この「満期釈放」と「仮釈放」とでは、出所してからの2年以内の再入率（再び矯正施設に入る割合）が「仮釈放」に比べて「満期釈放」では2倍以上高くなる現状があり、国でも満期釈放者に対する支援の強化に取り組んでいます。

※仮釈放が認められるためには、前提として出所後の帰住予定地が確保されていることが求められますので、帰住予定地が確保できないと満期釈放になり、結果として保護観察を受けずに社会に出ることとなります。

■ 出所受刑者の2年以内再入率（犯罪白書による）



第2章 市の現状と課題

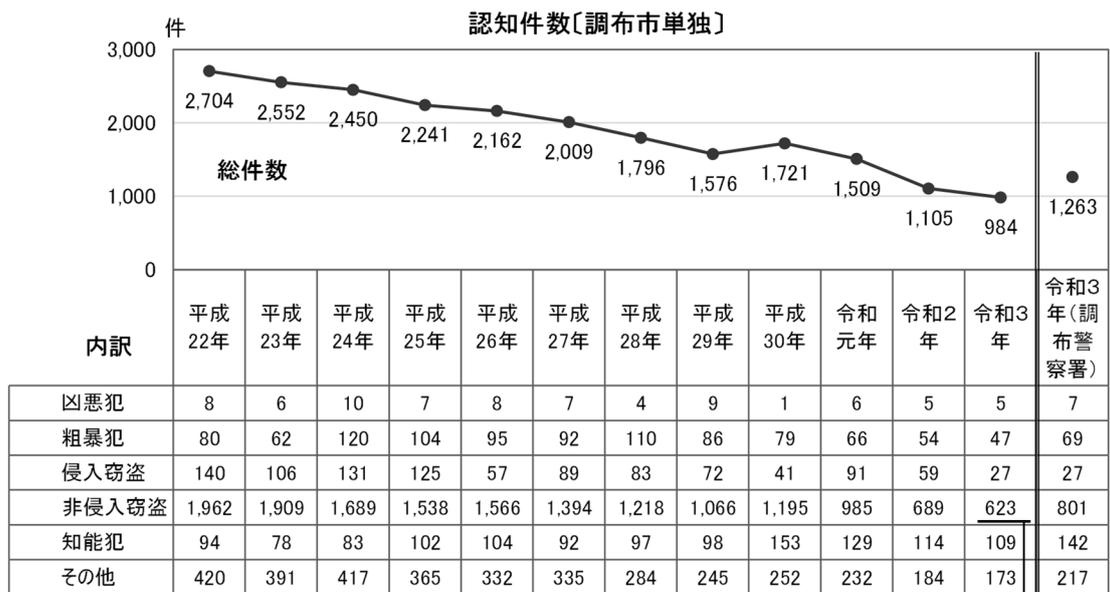
2-1 統計からみる現状

(1) 認知件数の推移

認知件数(警察において発生を認知した事件の数)は減少傾向にあり、令和3年時点では984件、平成22年と比較しておよそ3分の1の水準となっています。

内訳をみても、近年はどの罪種も減少傾向にあり、「非侵入窃盗」が623件で最も多く、次いで「その他(の刑法犯)」が173件、「知能犯」が109件となっています。

また、「非侵入窃盗」の詳細内訳をみると、「自転車盗」が285件で最も多く、次いで「その他」が176件、「万引き」が115件となっています。

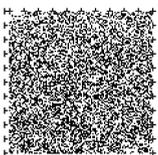


「非侵入窃盗」の詳細内訳(令和3年分)

罪種	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	自販機ねらい	工事場ねらい	すり	ひったくり	置き引き	万引き	その他	
件数	623	1	9	285	13	4	5	4	0	11	115	176

資料：調布市単独…警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」(暫定値)

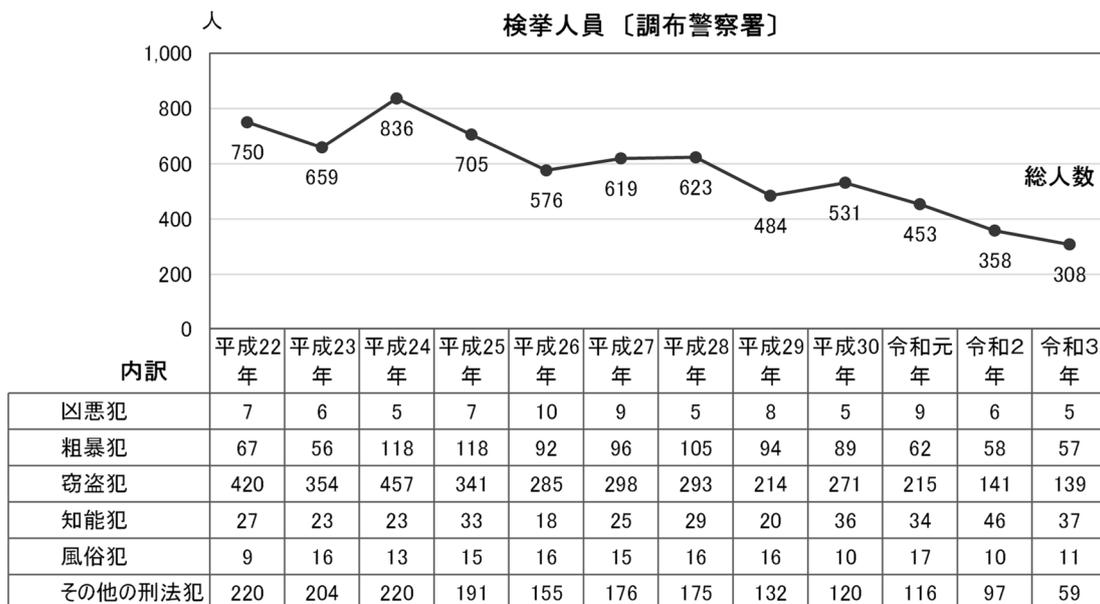
調布警察署…警視庁「刑法犯の罪種別認知・検挙状況(警察署別)」



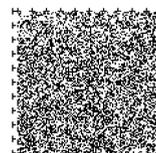
(2) 刑法犯検挙人員の推移

検挙人員は減少傾向にあり、令和3年時点で308人、平成22年と比較しておよそ半分ほどの水準となっています。

内訳をみると、「窃盗犯」が139人で最も多く、次いで「その他の刑法犯」が59人、「粗暴犯」が57人となっています。また、「知能犯」に増加の傾向がみられます。



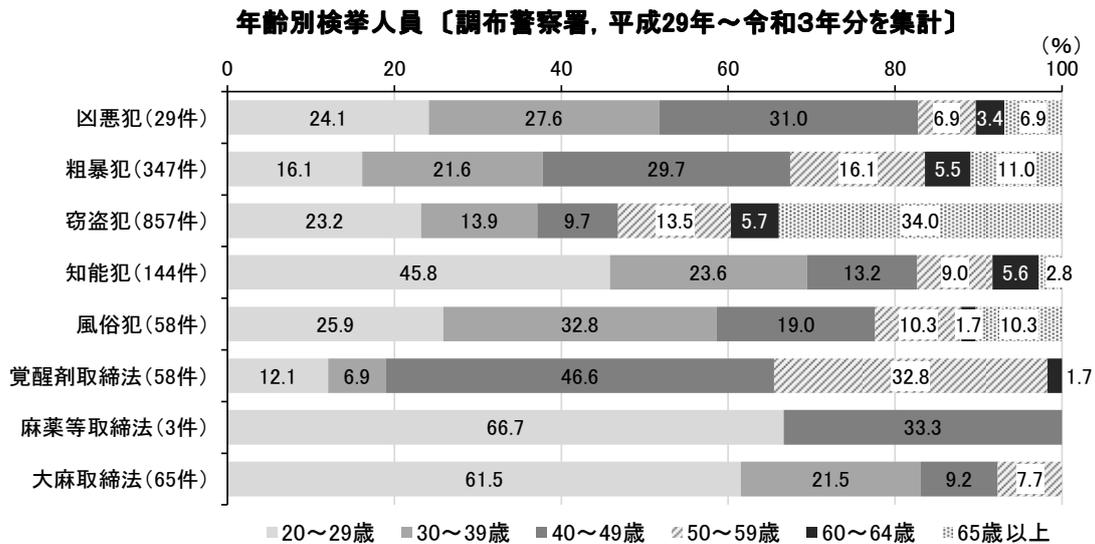
資料：警視庁「刑法犯の罪種別認知・検挙状況（警察署別）」



(3)年齢別検挙人員の状況

検挙人員を罪種別・年齢別で見ると、窃盗犯では「65歳以上」が 34.0%で最も多く、50歳以上が半数を占めています。

また、知能犯では「20～29歳」が 45.8%で最も多く、20・30歳代で約7割を占めるほか、覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)では40・50歳代が約8割を占めるのに対して、大麻取締法(昭和23年法律第124号)では20・30歳代が8割以上となっています。



資料：法務省矯正局提供データを基に調布市作成

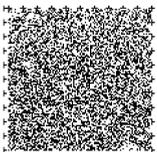
(4)再犯者率の状況

刑法犯検挙人員(少年データは含まず)における再犯者の割合をみると、調布警察署での再犯者率は 46.7%となっており、東京都や全国と比べてやや低い水準となっています。

刑法犯検挙人員における再犯者率の状況【調布警察署, 平成29～令和3年分を集計】

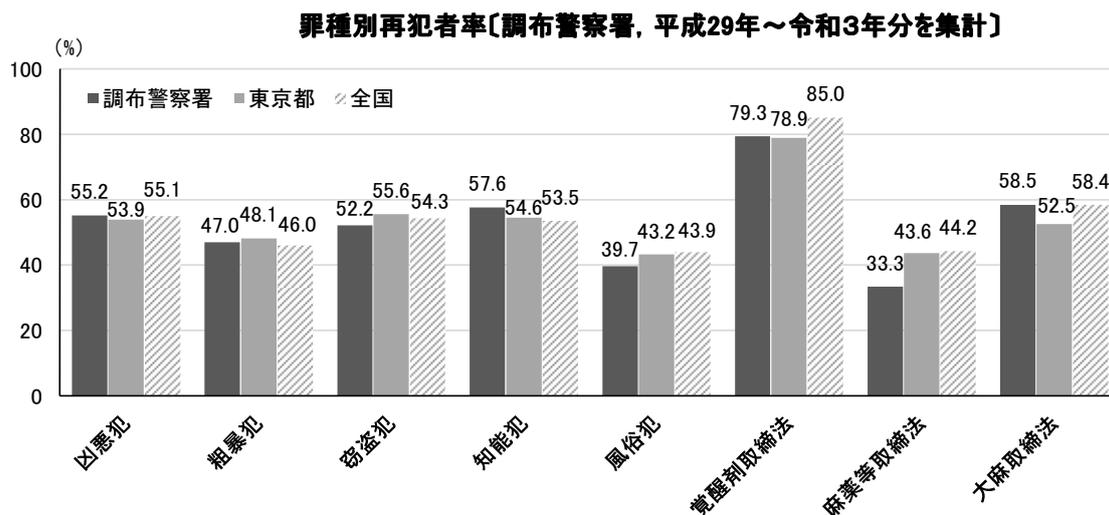
(単位:人)	調布警察署	東京都	全国
検挙人員【A】	1,879	112,961	866,393
再犯者【B】	877	56,846	437,196
再犯者率【B/A】	46.7%	50.3%	50.5%

資料：法務省矯正局提供データを基に調布市作成

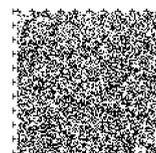


(5) 罪種別再犯者率の状況

罪種別の再犯者率(少年データは含まず)の状況をみると、調布警察署、東京都及び全国で傾向は類似していますが、「覚醒剤取締法」が8割と高く、「大麻取締法」も約6割となっています。また、「凶悪犯」、「窃盗犯」及び「知能犯」はいずれも再犯者率が5割以上となっています。



資料：法務省矯正局提供データを基に調布市作成



2-2 関係機関・団体のヒアリング結果からみる現状

(1)ヒアリング実施概要

更生支援に関する現状や課題を把握するため、令和2年度に次の関係機関・団体に対してヒアリング調査を行いました。

■ヒアリング対象機関・団体

保護司会	社会福祉協議会	協力雇用主会
更生保護女性会	基幹相談支援センター	健全育成推進地区委員会
民生児童委員協議会	地域包括支援センター	保護観察所

(2)ヒアリング結果(要旨) ～犯罪をした者等の社会復帰に必要な支援～

《住居支援》

- ・高齢者の住居の確保が課題。家族がいても引き受けてくれないケースもある。
- ・普通のアパートは借りることが難しいので、何らかの仕組み・支援をしてもらえればと思う。

《働く場》

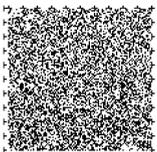
- ・一定の年齢を過ぎると働く場がない。
- ・刑務所での職業訓練は少し世間一般より遅れているものも多く、仕事に結びつきにくい。
- ・障害がある人もいるので、働ける場の選択肢が複数必要。
- ・再犯者や前科がある方の就労支援をしてくれる機関の活用。
- ・仕事を色々と紹介してもらって始めても、定着が難しい。

《協力雇用主》

- ・協力雇用主として受け入れる側としては、対象者の支援者となる方々の存在をしっかりと確認でき、このようなことが確実に社会の貢献につながっているという実感をもてることが重要だと思う。雇用中に万が一のことがあった場合に公的機関のサポートや保障があるのかについて、受け入れ側に対し、より詳しく説明する機会があると良い。
- ・仕事を定着させるうえでは、協力雇用主がきちんと指導してくれるのが大事。日頃の生活指導は保護司がやっている。

《薬物依存からの回復》

- ・薬物依存の治療、支援が必要。
- ・ダルク(薬物依存症からの回復を支援する民間のリハビリ施設)等と連携して、薬物依存に悩む方の支援を行う。



《相談体制の充実と周知》

- ・保護司が関わる期間は短いので、それ以降の相談先の充実と周知が必要。
- ・支援を行っていて、若い人は携帯電話を駆使して何でも聞いてくれるが、年配の方はつながりが切れてしまいがち。
- ・社会復帰に当たっての生活面を一緒に振りかえることのできる相談支援、必要なサポート機関へつなげられるフォローアップ体制の構築が必要。
- ・複合的な課題を抱えている人も多いので、1つの窓口で相談に対応してもらえるようになるとうい。

《修学支援》

- ・少年院を出る子は大抵中卒か高校中退のため、このことが就職にも影響し、生きづらさにつながっている。そのため、修学の支援も重要。
- ・少年院で高卒認定をやっているが、仕事を希望することが多いようだ。
- ・BBS会の学習支援とも連携できるとよいのでは。

《保護司》

- ・更生保護を進めて行くうえで重要となる保護司の適任者確保が一番の課題。
- ・保護司会への支援、情報提供、下支えをお願いしたい。

《地域で受け止める体制づくり》

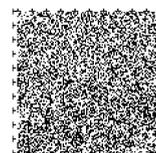
- ・地域で受け止めることのできる拠点の整備。
- ・インフォーマルな見守り支援があるとよい。

《関係機関・団体の連携》

- ・一人の再犯者に多くの人に関わり見守ること。各種団体の協力と、各々の役割と繋がりを持つこと。
- ・守秘義務が厳しく、情報が1対1では入ってくるが、相談内容が共有できない。場合によっては複数の支援機関による支援が必要なこともあると思う。信頼のおける守秘義務を持っている人同士の支援体制がつけられるとうい。

《ネットワークづくり》

- ・組織横断的な連携を強化してほしい。
- ・対象者の高齢化が進んでいくと思われ、福祉との連携がより大切になっていく。今後、計画策定後の実施結果を評価するうえでもネットワークが必要。



保護司とは…

保護司とは、犯罪をした者等の立ち直りを地域で支えるボランティアで、非常勤の国家公務員となります。保護司法（昭和25年法律第204号）に基づき、法務大臣の委嘱を受け、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動等を行います。

保護区という活動区域があり、保護区ごとに保護司会が設置されています。

協力雇用主とは…

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用する民間の事業主を「協力雇用主」といいます。

協力雇用主として犯罪をした者等の受け入れを行うには、保護観察所へ登録する必要があります。また、協力雇用主として対象者を雇用（試用含む）した場合、奨励金等の助成金が支払われます。

民生委員・児童委員とは…

民生委員・児童委員とは、民生委員法（昭和23年法律第198号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づいて厚生労働大臣から委嘱された民間奉仕者で、非常勤の地方公務員（特別職）となります。委員は、それぞれ担当の地域を持ち、社会福祉増進のため、生活に困った方、体の不自由な方、高齢者、児童問題等、様々な相談に応じ、相談者と行政機関とのパイプ役として地域に根ざした広範囲な活動をしています。

更生保護女性会とは…

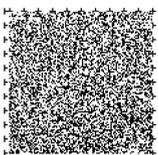
更生保護活動に協力するボランティア団体であり、会の綱領に基づいて活動できる女性であれば原則誰でも参加できるとされています。

～更生保護女性会綱領～

- 私たちは 一人ひとりが人として尊重され、社会の一員として連帯し、心豊かに生きられる明るい社会をめざします
- 私たちは 更生保護の心を広め、次代を担う青少年の育成に努めるとともに、関係団体と連携しつつ、過ちに陥った人たちの更生のための支えとなります
- 私たちは 知識を求め自己研鑽に励むとともに、あたたかな人間愛をもって明るい社会づくりのために行動します

BBS会とは…

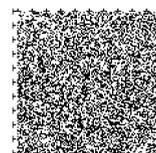
Big Brothers and Sisters Movement の略で、少年少女たちに、同世代の兄や姉のような身近な存在として接し、非行防止活動を行ったり健やかな成長を支援するボランティア団体です。



2-3 課題のまとめ

関係機関、団体のヒアリング結果等を踏まえ、下記の通り課題をまとめました。

ヒアリングからみる状況	課題
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 住居支援 ◇ 働く場 ◇ 協力雇用主 	<p>〔就労・住居〕 就労支援を行う機関や就職した後の定着支援が必要。 また、住居を借りる仕組みや支援が必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 薬物依存 ◇ 相談体制の充実と周知 	<p>〔保健医療・福祉サービス〕 複合的な課題を抱えている人への支援等が必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 修学支援 	<p>〔修学支援〕 中卒や高校中退等の学歴が就職困難にも影響するため修学支援や学習支援が必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 保護司 ◇ 地域で受け止める体制づくり 	<p>〔民間協力者の活動促進と啓発活動〕 保護司を中心とした民間協力者への支援が必要。 また、更生支援に関する地域への理解・啓発の浸透が必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 関係機関・団体の連携 ◇ ネットワークづくり 	<p>〔連携の強化・ネットワークづくり〕 市や関係機関等の多機関協働により、連携強化やネットワークづくりが必要。</p>



第3章 計画の基本方針と取組

3-1 基本方針

本計画には、犯罪をした者等であって、調布市に居住する者、居住する見込みのある者等の地域社会への円滑な社会復帰を促進するため、更生支援を目的としている施策だけでなく、犯罪をした者等か否かにかかわらず、既存の行政サービス等の中で、更生支援に資する施策や、更生支援につながる可能性がある施策を含めて記載し、体系化するものとします。

こうした考え方にに基づき、更生支援に関する施策を推進するため、国や東京都の再犯防止推進計画の基本方針及び市の現状と課題を踏まえ、基本方針を以下の通り定めます。

■計画の基本方針

基本方針1:居場所のある地域づくり

～居場所・就労・住居確保支援の充実～

基本方針2:適切な保健医療・福祉サービスの連携支援の仕組みづくり

～保健医療・福祉サービスの利用促進～

基本方針3:子ども・若者の安全・安心な環境づくり

～非行防止と修学支援の充実～

基本方針4:誰一人取り残さない支え合いのまちづくり

～地域防犯・広報啓発の充実と民間協力者の活動支援～

基本方針5:多機関連携・協働による地域共生のまちづくり

～更生支援のための連携体制の整備～

【当事者への支援】

基本方針1:居場所のある地域づくり

基本方針2:適切な保健医療・福祉サービスの連携支援の仕組みづくり(一部)

基本方針3:子ども・若者の安全・安心な環境づくり(一部)

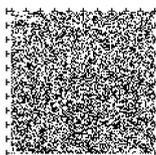
【環境づくり・推進体制づくり】

基本方針2:適切な保健医療・福祉サービスの連携支援の仕組みづくり(一部)

基本方針3:子ども・若者の安全・安心な環境づくり(一部)

基本方針4:誰一人取り残さない支え合いのまちづくり

基本方針5:多機関連携・協働による地域共生のまちづくり



3-2 基本方針に基づく取組

基本方針1:居場所のある地域づくり

～居場所・就労・住居確保支援の充実～

1 居場所づくり

■課題・現状等■

- 犯罪をした者等が地域の中で孤立してしまうと、不安や疎外感などから再び罪を犯すリスクが高まることが考えられます。そのため、地域の中で居場所をつくり、地域社会の一員としての自覚や自己有用感を育める環境を提供することが重要です。
- 若者世代においては、学校生活の場以外にも居場所を持つことにより、年上の若者や大人との交流機会が生まれ、そこから自身の成長イメージや目標を持てるよう促すことが重要です。

■施策の方向■

地域社会の一員として、地域住民との交流や社会活動に参加する機会として、サロン等の交流の場づくりを地域や関係機関、民間協力団体と連携して拡充します。

■施策の内容■

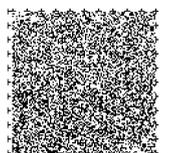
(1)子ども・若者の居場所づくり

【01 青少年交流館】

- 同世代相互及び世代を超えた交流を通して、社会性や協調性を育む居場所を提供し、青少年の孤立を防止します。〔社会教育課〕

【02 青少年ステーション CAPS】

- 中・高校生世代の若者が地域の中で安心・安全に過ごせる居場所を持つとともに、打ち込みたいことの発見や悩みなどの相談に対応できるよう、青少年ステーション(CAPS)において居場所事業を実施します。〔児童青少年課〕



【03 子ども・若者居場所事業費補助金】

- 困難を有する子ども・若者の自立した社会生活を促進することを目的として、市内において社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者への居場所を提供する事業に対して補助金を交付します。〔児童青少年課〕

【04 調布市子ども・若者総合支援事業(ここあ)】

- 不登校の中学生や、高校中退・ひきこもり等社会生活を円滑に行ううえで困難を抱える子ども・若者について、他者との交流、相談支援や居場所の提供を行います。〔児童青少年課〕
- 保護受給世帯や児童扶養手当受給世帯、生活困窮世帯等に該当する中学生を対象に、学習面のサポート及び大学生等の年齢の近い方たちとの交流を通じて、自身の成長イメージや目標を持ってもらうため、学習支援を行います。また、中学生のときに本事業を利用していた高校生を対象に、進学後の定着支援として高校生向け学習会も行います。〔子ども家庭課・生活福祉課〕

【05 子ども食堂】

- 子どもに食と交流の場を提供する地域の活動を支援し、地域住民との交流の場、見守りの場として、共食の機会を提供します。〔子ども政策課〕

(2)誰もが集える居場所づくり

【06 ひだまりサロン】

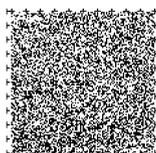
- 高齢者や障害者をはじめ、地域の誰もが気軽に集い、顔の見える関係を構築することができるよう、住民主体のサロン活動を支援します。〔福祉総務課〕

【07 地域福祉コーディネーター事業】

- 8つの福祉圏域全てに地域福祉コーディネーター(コミュニティ・ソーシャルワーカー)を配置し、地域福祉における地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と地域の生活課題を解決する包括的な支援体制の構築を図るとともに、居場所づくりなどの住民主体の活動を支援するなど、地域支援に取り組みます。〔福祉総務課〕

【08 生活支援体制整備事業(地域支え合い推進員)】

- 高齢者などが住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていけるよう、日常生活上の生活支援体制の充実・強化を図るとともに、介護予防や健康づくり、生きがいくりの機会を創出し、地域における生活支援サービスの多様な担い手の育成を図ります。〔高齢者支援室〕



2 就労確保の支援

■課題・現状等■

- 社会復帰や自立した生活をおくるためには仕事に就くことが重要ですが、刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職となっており、不安定な就労が再犯リスクに結びつくことが指摘されています。
- 犯罪をした者等の生活再建に向けて、関係機関と連携し、就職や定着に向けた支援を行うことが重要です。

■施策の方向■

関係機関と連携し、犯罪をした者等の状況や特性に応じて、就労の確保に向けた相談対応や支援を行います。

■施策の内容■

(1)就労に向けた支援体制の充実

【09 自立相談支援事業】

- 生活困窮者の生活に関する包括的な相談を受け、自立のために就労が必要な方に対し、窓口の就労支援員が就職の希望条件等をお伺いし、独自に求人開拓を行った企業等の仕事の紹介や、公共職業安定所(ハローワーク)と連携することにより就労に向けた支援を行います。〔生活福祉課〕

【10 就労準備支援事業】

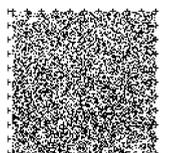
- 自立相談支援事業で相談された方の中で、就労に必要な知識・技能等の不足だけでなく、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由で就労に向けた準備が整っていない方に対して、基礎能力の形成からの支援を行います。〔生活福祉課〕

【11 障害者就労支援事業】

- 障害者が就労し安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労に関わる支援を行います。また、就職後の本人や事業主に対し相談支援や情報提供等を行うことで、職場への定着を図り障害者雇用の促進を支援します。〔障害福祉課〕

【12 ひとり親家庭就労支援事業】

- ひとり親家庭の自立と生活の基盤を支えるため、就職や転職の相談のほか、キャリアアップにつながる資格取得の相談、就労と育児の両立など、働くことに関する相談全般について、キャリアコンサルタントの資格を持つ母子・父子就労支援専門員による相談支援を実施します。〔子ども家庭課〕



【13 ちょうふ若者サポートステーション】

- 働くことに悩みを抱えている 15 歳から 49 歳までの若者に対し、様々な専門性を持つスタッフによる個別相談や、パソコン講座、面接対策講座等の各種プログラムにより、就労や自立に向けた支援を行います。〔産業振興課〕

【14 シルバー人材センター】

- 地域の経験豊かな高齢者の方々に仕事を提供する調布市シルバー人材センターにおいて、働くことを通じて高齢者の生きがいと健康づくりをすすめる、活力ある地域社会づくりを推進します。〔高齢者支援室〕

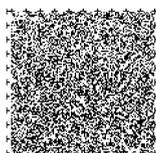
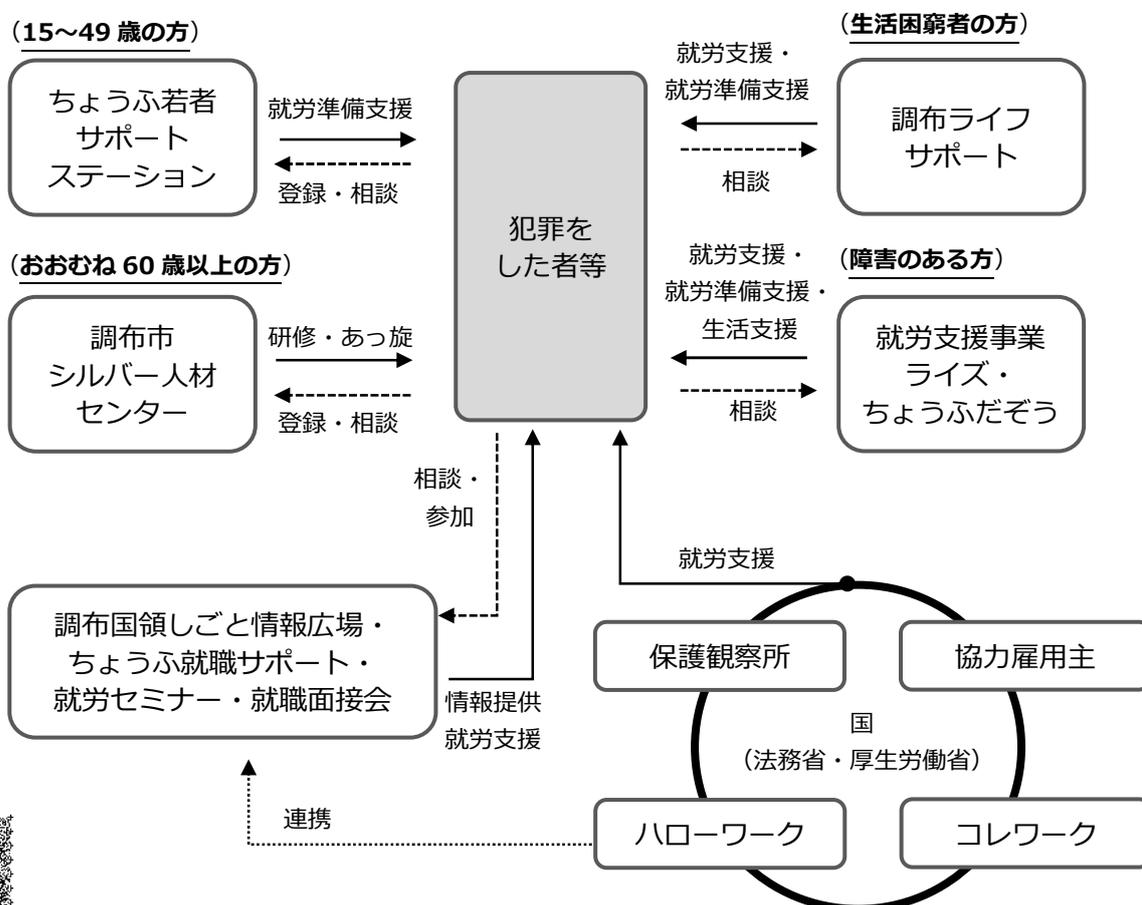
【15 ちょうふ就職サポート】

- 公共職業安定所(ハローワーク)と共同で、生活保護を受けている方や児童扶養手当を受給されている方、生活に困窮している方などに対し、就労に向けた支援を行います。〔子ども家庭課・生活福祉課〕

【16 調布国領しごと情報広場】

- 公共職業安定所(ハローワーク)等の関係機関と連携し、求人情報の提供や就労相談を実施します。〔産業振興課〕

■ 特性に応じた就労支援体制



3 住居確保の支援

■課題・現状等■

- 安定した生活をおくるためには住居の確保が必要となりますが、満期出所者の4割以上が住居を確保されないまま出所し、再犯に至るケースが指摘されています。
- 犯罪をした者等が矯正施設から出所した後に住居(民間賃貸物件)確保をする場合、家賃保証、緊急連絡先や見守りの有無が課題になります。

■施策の方向■

住宅確保要配慮者の支援として、福祉関係者や不動産団体等で構成する「居住支援協議会」において支援の在り方を検討します。

■施策の内容■

(1)住居確保に向けた相談体制等の充実

【17 住まいぬくもり相談室】

- 犯罪をした者等、様々な事情によりお住まいにお困りの方に対し、必要に応じて保護観察所をはじめとする関係機関等と連携し、相談対応や住宅のあっ旋を行うとともに、福祉所管部署と連携し、住宅確保に必要な支援を行います。〔住宅課〕

(2)住居確保に向けた各種支援の充実

【18 調布市居住支援協議会(すまいサポート調布)】

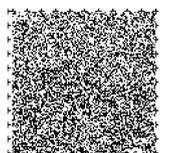
- 犯罪をした者等が円滑に住居を確保することができるよう、必要に応じて保護観察所をはじめとする関係機関等と連携し、支援のあり方を検討します。〔住宅課〕

【19 住居確保給付金】

- 離職等により、住居を失った方、失うおそれのある方に対して、経済的支援を行います。〔生活福祉課〕

【20 障害者グループホームの整備】

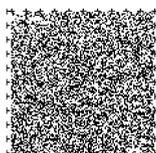
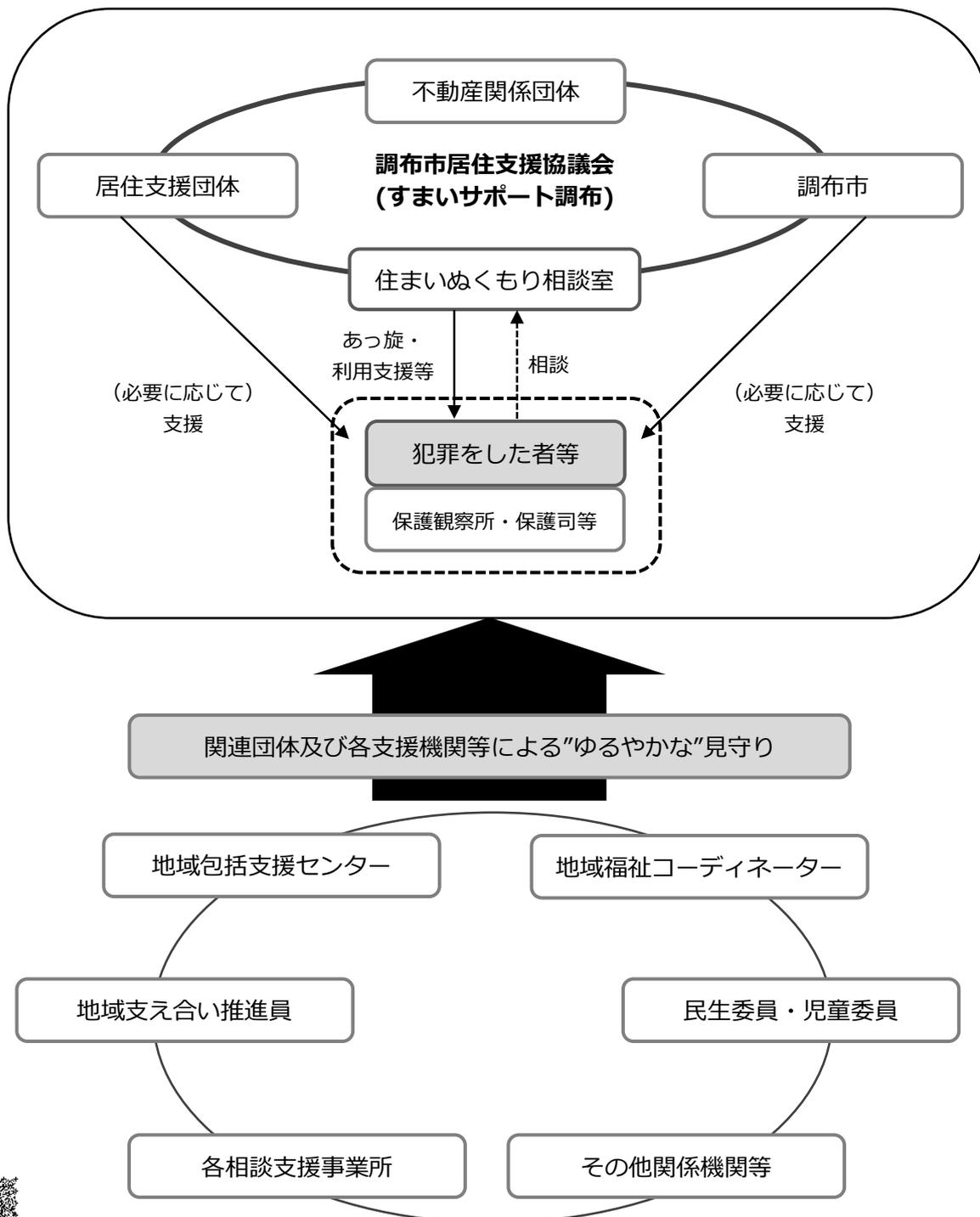
- 民間の法人が障害者グループホームを開設、移転する際に係る費用を補助することで、障害者の住居の確保を支援します。〔障害福祉課〕



【21 児童養護施設退所者等支援事業(ステップアップホーム事業)】

- 市内で児童養護施設が住居を借り上げ、養護施設退所者等に一定期間提供するとともに、就労、学業、日常生活等の支援及び相談等の援助を行う事業に要する費用の一部を助成します。〔子ども政策課〕

■住居確保支援イメージ



基本方針2：適切な保健医療・福祉サービスの連携支援の

仕組みづくり

～保健医療・福祉サービスの利用促進～

1 高齢者や障害者への支援

■課題・現状等■

- 刑法犯検挙人員に占める 65 歳以上の割合は年々増加し、近年では年齢層別で最も多い世代となっています。さらに、高齢者が出所後2年以内に再び入所する割合は全世代の中で最も高いこと、また、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者の約4割が出所後6箇月未満と、短期間で再犯に至っている現状があります。
- 認知症は、その症状として支払い行為を忘れることがあり、結果として万引き行為と同様の行動をとってしまうことがあります。今後、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者も増加することが懸念されるため、誰でもなりうる認知症に配慮した対応を行えるよう、より多くの市民に認知症に対する理解を深めてもらうことが必要です。
- 知的障害のある受刑者も再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。
- 高齢者や障害者の再犯を防止するためには、本人の状態に適した福祉や医療サービスにつなげ、必要な支援を受けることが重要です。そのため、そのような支援を必要とする高齢者等が身近にいた際、周囲の住民が気付き、関係機関へつなげることができる見守り体制が必要となります。
- 犯罪や非行をした高齢者及び障害者が福祉サービスを利用するに当たっては、支援内容を検討するに当たり再発防止に向けた取組を考慮する必要があります。

■施策の方向■

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等の相談窓口を中心に、関係機関連携のもと、一人ひとりの状況に適した福祉サービスの利用に結びつけます。



■ 施策の内容 ■

(1) 相談窓口の充実と包括的な支援体制の強化

【22 地域包括支援センターの充実】

- 高齢者の相談を総合的に受け付けるとともに、関係機関と連携し、高齢者一人ひとりの状況に適した支援につなげます。〔高齢者支援室〕

【23 障害者相談支援事業】

- 障害者本人の自立と社会参加を支援するため、障害者相談支援専門員が当事者の状況に適した支援プランを検討するとともに、再犯の可能性のある障害者に対しては、未然防止を意識した支援内容となるよう配慮します。〔障害福祉課〕

【24 民生委員・児童委員への活動支援】

- 相談者と行政機関とのパイプ役として地域に根ざした広範囲な活動をしている民生委員・児童委員に対して、活動拠点の確保のほか、会議の開催・活動に伴う諸手続等のサポートを行い、地域での相談体制の強化を支援します。〔福祉総務課〕

【25 総合福祉センターにおける相談事業】

- 福祉全般にわたる相談の対応を行います。また、相談の内容に応じて必要なサービス利用へのつなぎや、適切な機関への橋渡しを行います。〔福祉総務課〕

【07 地域福祉コーディネーター事業】(再掲)

- 8つの福祉圏域全てに地域福祉コーディネーター(コミュニティ・ソーシャルワーカー)を配置し、地域福祉における地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と地域の生活課題を解決する包括的な支援体制の構築を図るとともに、居場所づくりなどの住民主体の活動を支援するなど、地域支援に取り組みます。〔福祉総務課〕

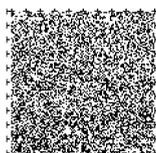
【08 生活支援体制整備事業(地域支え合い推進員)】(再掲)

- 高齢者などが住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていけるよう、日常生活上の生活支援体制の充実・強化を図るとともに、介護予防や健康づくり、生きがいづくりの機会を創出し、地域における生活支援サービスの多様な担い手の育成を図ります。〔高齢者支援室〕

(2) 地域全体で見守る体制の充実

【26 見守りネットワーク(みまもっと)の推進】

- 犯罪をした者等、地域の中で孤立するなど生きづらさを抱えている人に気づき、必要な支援に結び付けられるよう、見守り体制の強化を図ります。〔高齢者支援室〕



【27 認知症サポーター養成講座】

- 認知症の方の行動に対して、周囲が認知症に配慮した対応を行えるよう、認知症理解のための講座を開催し、周知啓発に努めます。〔高齢者支援室〕

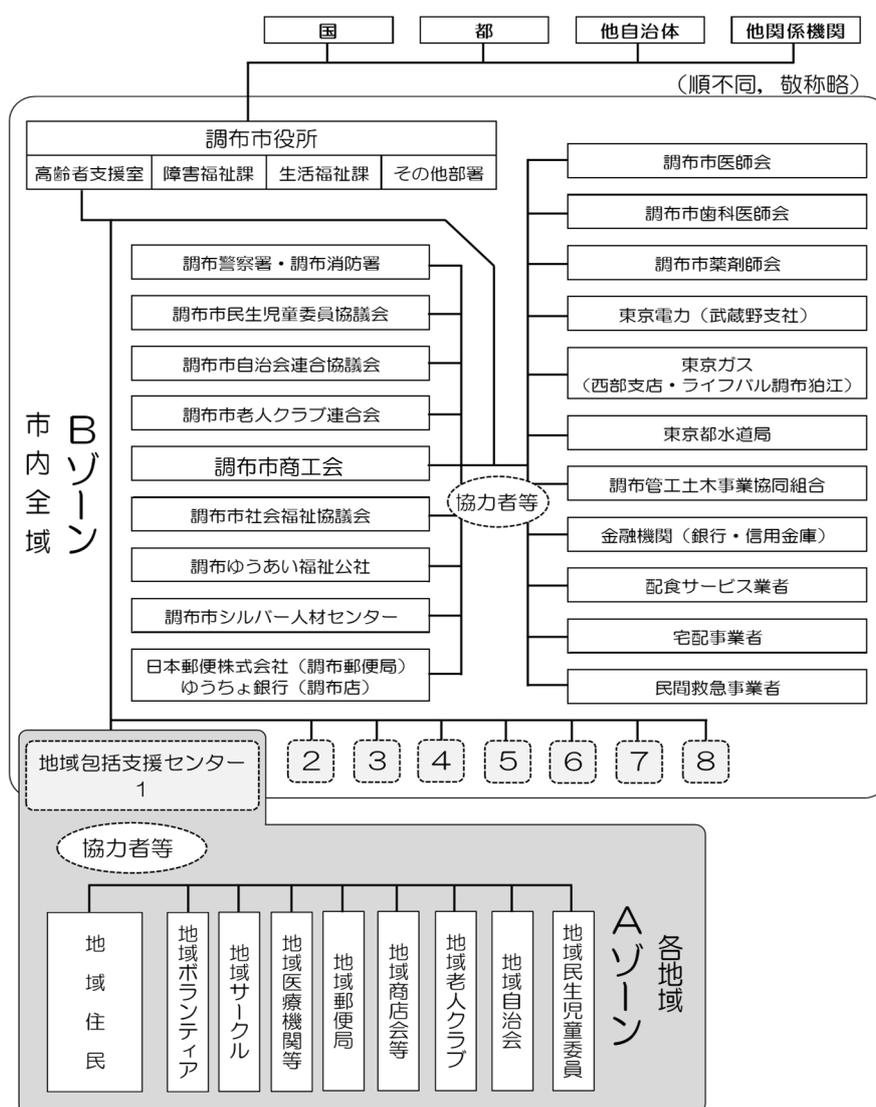
【28 障害者理解の推進】

- 市民一人ひとりが障害に対する理解を深め、適切な配慮や対応を行えるよう、障害に関する知識の周知啓発に努めます。〔障害福祉課〕

【29 障害者地域自立支援協議会】

- 障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に係る関係機関によるネットワークシステムを構築し、その連携を図るとともに、障害者理解の促進及び障害を理由とする差別の解消に関すること等について検討します。〔障害福祉課〕

■調布市見守りネットワーク(愛称「みまもっと」)協力体制イメージ図



資料：高齢者支援室



2 生活困窮者への支援

■課題・現状等■

- 新受刑者の約7割が無職であったり、約2割が住居不定であったなど、生きづらさを抱えた状況であることが一因と考えられ、安定した生活を再建するための支援が求められます。
- 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持するのが困難になるおそれのある人を対象に、相談から自立に向けた就労支援等のサポートを提供する必要があります。

■施策の方向■

生活が安定するまでの期間の支援として、相談支援や必要な生活支援サービスを提供します。

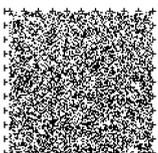
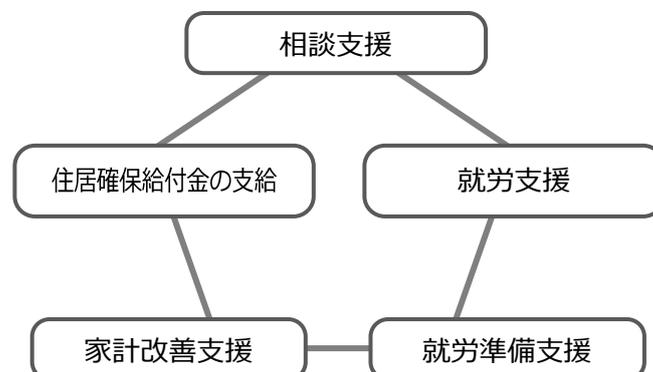
■施策の内容■

(1)自立に向けた相談・支援の充実

【30 ワンストップ型の相談・支援窓口「調布ライフサポート」】

- 生活に困窮している方の自立を支援する相談窓口で、相談者の中にいる犯罪をした者等も含めての自立に向けて、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行います。〔生活福祉課〕

■調布ライフサポートの支援内容



(2)経済的支援の実施

【31 生活保護制度】

- 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく実施機関として、経済的に困窮する市民等に対し生活保護費の支給などを通じて最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を実施します。〔生活福祉課〕

【32 緊急援護資金貸付】

- 生活困難な世帯に対して、生活資金の貸付を行います。〔生活福祉課〕

【33 児童育成手当・児童扶養手当等】

- ひとり親家庭に対し、児童育成手当及び児童扶養手当の支給や医療費助成等の経済的支援を実施します。〔子ども家庭課〕

【34 母子・父子福祉資金貸付】

- ひとり親家庭の方々が経済的に自立して、安定した生活をおくるために必要とする資金の貸付を行います。〔子ども家庭課〕

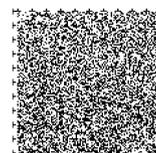
【35 受験生チャレンジ支援貸付事業】

- 一定所得以下の世帯の子どもへの支援を目的に、学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用の貸付を行います。〔福祉総務課〕

3 薬物依存症者への支援

■課題・現状等■

- 覚醒剤取締法違反により受刑した者の約半数は、出所後5年以内に再び刑務所に戻っている現状があります。
- 薬物依存症者の更生支援には、必要な保健・福祉の支援に結びつけることが重要であり、多機関連携のもと、適切な保健・福祉サービスを提供することが求められます。
- 薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあります。そのため、薬物依存症からの回復に向けては、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、当事者に対し、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、適切な治療・支援を継続的に受けられる環境の整備を進めることが重要となります。



■ 施策の方向 ■

薬物依存からの回復を支援するため、関係機関と連携し、適切な医療を受けられるように支援します。また、相談支援により適切な保健・福祉サービスの利用につなげます。

未然防止や薬物依存への理解を深めるため、薬物依存に関する広報・啓発を行います。

■ 施策の内容 ■

(1) 薬物の危険性の理解・啓発の促進

【36 薬物乱用防止の普及運動】

- 薬物乱用の根絶を図るため、薬物乱用防止教室の開催等、地域において薬物乱用防止の啓発活動を行います。また、生徒が薬物に対して正しい知識と理解を持てるよう、中学校において東京都の薬物乱用防止ポスター・標語に応募する取組を実施します。〔健康推進課〕

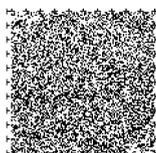
(2) 関係機関と連携した相談・支援体制

【37 薬物依存症者への相談体制の充実】

- 薬物依存症者が適切な医療に結びつくように、保健所や精神保健福祉センター等の関係機関との連携を強化します。回復に向けた効果的な保健・福祉サービス等の選択ができるよう、相談体制の充実を図ります。〔障害福祉課〕

【38 青少年の健全育成活動】

- 青少年問題協議会や青少年補導連絡会等と連携し、街頭パトロール、薬物防止啓発活動等に取り組むとともに、事業者等の協力を得ながら、青少年の健全育成活動を推進します。〔児童青少年課〕



基本方針3:子ども・若者の安全・安心な環境づくり

～非行防止と修学支援の充実～

1 非行の未然防止等

■課題・現状等■

- 新たに少年院に收容された者の 24.4%, 新たに刑事施設に收容された者の 34.8%が中学校卒業後に高校等の学校に進学していないという現状があります。
- 非行による児童生徒の退学や不登校等を防止するため, 学校での相談支援体制の充実や, 地域における居場所を確保することが求められます。

■施策の方向■

児童生徒の非行を未然に防止するため, 地域や関係機関等と連携して薬物や犯罪被害等に関する啓発活動を行います。

さらに, 非行だけでなく, 不登校等の児童生徒が抱える生活上の問題に対応するため, 相談体制を充実させます。

■施策の内容■

(1)児童・生徒の悩みを受け止める相談体制の充実

【39 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置】

- 不登校, 保護者の養育不安等の悩みを受け止め, 適切な支援へと結びつけるよう, スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談支援を行い, 一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。〔指導室〕

【40 電話相談(心のキャッチホン)】

- 気軽に相談できる窓口として, 匿名で相談できる電話相談(心のキャッチホン)を実施するとともに, 相談の内容に応じて適切な相談窓口や支援機関等へと案内します。〔指導室〕

【04 調布市子ども・若者総合支援事業(ここあ)】(再掲)

- 不登校の中学生や, 高校中退・ひきこもり等社会生活を円滑に行ううえで困難を抱える子ども・若者について, 他者との交流, 相談支援や居場所の提供を行います。〔児童青少年課〕



(2)非行防止活動の実施

【41 安全教育の実施】

- 児童・生徒が触法に当たる行為をしたり関わることがないように、警察等の関係機関と連携し、セーフティ教室、薬物乱用防止教室、スマートフォン・携帯電話等の使用に関する指導や「生命(いのち)の安全教育」等の安全教育を実施します。また、定期的に警察を交えた会議を開催し、情報共有等を行います。〔指導室〕

【42 調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会・調布市青少年補導連絡会】

- 調布市健全育成推進地区委員会が実施する青少年健全育成事業、非行防止活動、あいさつ運動を支援します。また、調布市青少年問題協議会の下部組織として位置付けられている調布市青少年補導連絡会において、非行防止パトロールや研修会、環境実態把握などを行います。〔児童青少年課〕

2 立ち直り・学び直し支援

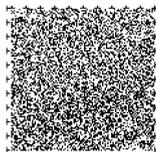
■課題・現状等■

- 生活面や学習面等で何らかのつまづき感や悩みを抱え、中卒や高校中退となってしまう場合、就職へ影響してしまうケースもあるため、継続した学びや進学・復学の支援を充実させることが求められます。
- 生きづらさを抱える子ども・若者を支援するためには、教育機関だけでなく、福祉関係機関や地域で活動する団体などが連携して包括的にサポートする体制が必要です。
- 子ども・若者が家庭の事情等により進学や就職を断念してしまうことがないように、自立に向けた相談支援をはじめ、学習支援や居場所の提供を行うことが必要です。

■施策の方向■

非行のある少年の立ち直りを支援するため、関係機関連携のもと、適切な支援を提供します。

また、事情により学習ができない環境にある児童・生徒が安心して学習することができるよう、地域での学びの場・居場所の確保を行います。



■ 施策の内容 ■

(1) 立ち直り・学び直し支援の充実

【43 調布市子ども・若者支援地域ネットワーク】

- 就職や進学等の社会復帰のために「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」等、関係機関との連携を行いながら、必要な支援を行います。〔児童青少年課〕

【01 青少年交流館】(再掲)

- 同世代相互及び世代を超えた交流を通して、社会性や協調性を育む居場所を提供し、青少年の孤立を防止します。〔社会教育課〕

【02 青少年ステーション CAPS】(再掲)

- 中・高校生世代の若者が地域の中で安心・安全に過ごせる居場所を持つとともに、打ち込みたいことの発見や悩みなどの相談に対応できるよう、青少年ステーション(CAPS)において居場所事業を実施します。〔児童青少年課〕

【03 子ども・若者居場所事業費補助金】(再掲)

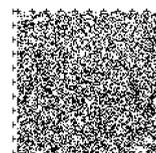
- 困難を有する子ども・若者の自立した社会生活を促進することを目的として、市内において社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者への居場所を提供する事業に対して補助金を交付します。〔児童青少年課〕

【04 調布市子ども・若者総合支援事業(ここあ)】(再掲)

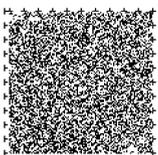
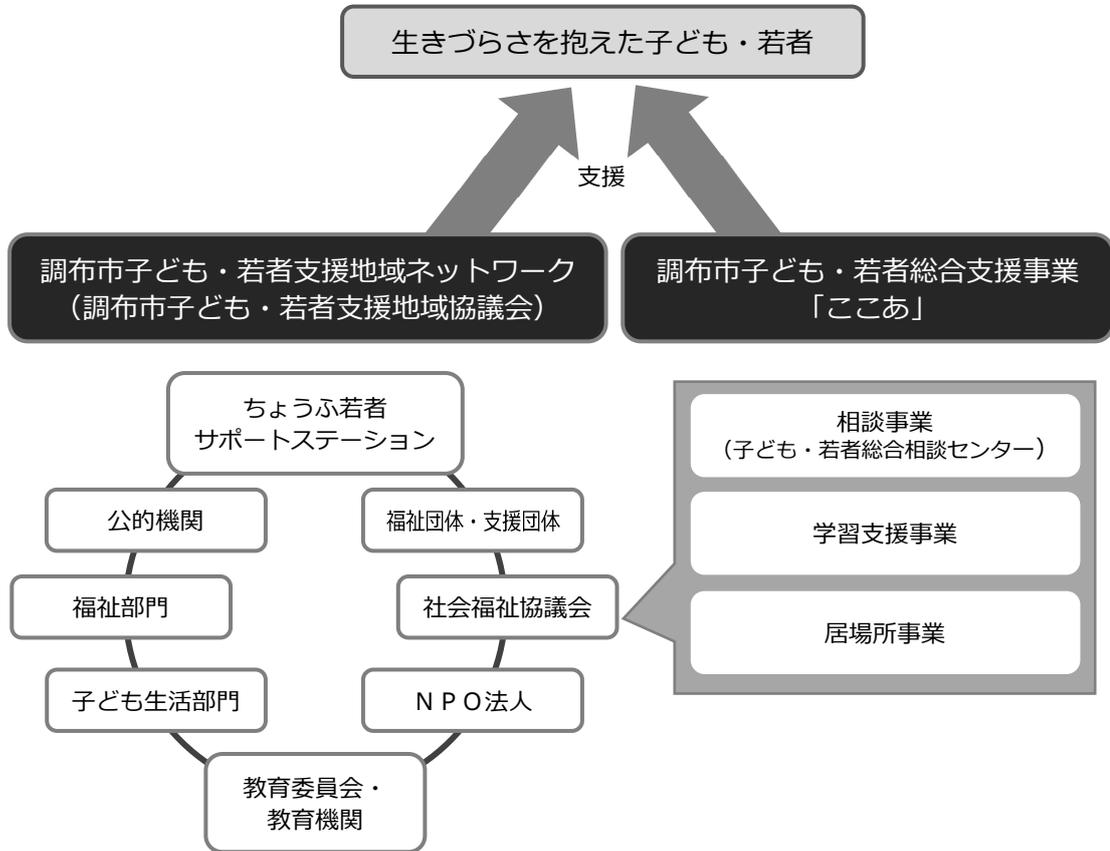
- 不登校の中学生や、高校中退・ひきこもり等社会生活を円滑に行ううえで困難を抱える子ども・若者について、他者との交流、相談支援や居場所の提供を行います。〔児童青少年課〕

【35 受験生チャレンジ支援貸付事業】(再掲)

- 一定所得以下の世帯の子どもへの支援を目的に、学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用の貸付を行います。〔福祉総務課〕



■ 子ども・若者支援地域ネットワークと子ども・若者総合支援事業「ここあ」



基本方針4:誰一人取り残さない支え合いのまちづくり

～地域防犯・広報啓発の充実と民間協力者の活動支援～

1 民間協力者の活動促進等

■課題・現状等■

○地域には、犯罪をした者等の指導や支援を行う保護司や、保護司を中心とする社会復帰に向けた活動を支える更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアがいます。しかし、保護司の高齢化や民間ボランティアの減少傾向が課題となっています。

■施策の方向■

保護司や更生保護ボランティア等の円滑な活動に向けた支援を行います。

■施策の内容■

(1)民間活動団体の支援の充実

【44 調布地区防犯協会への活動支援】

▶ 調布地区防犯協会の活動支援や、連携して防犯キャンペーンを実施することにより、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。〔総合防災安全課〕

【45 東京都北多摩地区保護観察協会への参画】

▶ 東京都北多摩地区保護観察協会への参画を通じて、保護司会の活動を支援します。また、保護司が面接を行う際の場所を調整・提供します。〔福祉総務課〕

【46 社会を明るくする運動の推進】

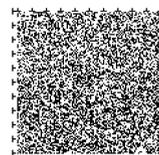
▶ 犯罪及び非行防止や更生に対して市民一人ひとりが理解を深め、犯罪が起らないまちづくりを進めるため、関係機関と連携して「社会を明るくする運動」を実施します。〔福祉総務課〕



社会を明るくする運動とは…

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指しており、街頭広報等の様々な取組を行っています。



【47 保護司会・更生保護女性会等への活動支援】

- 市が事務局を担うことにより、各地域において、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司会や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会の活動拠点の確保のほか、会議の開催・活動に伴う諸手続等のサポートを通じて、更生保護活動を円滑に行うことができるよう支援します。〔福祉総務課〕

【24 民生委員・児童委員への活動支援】(再掲)

- 相談者と行政機関とのパイプ役として地域に根ざした広範囲な活動をしている民生委員・児童委員に対して、活動拠点の確保のほか、会議の開催・活動に伴う諸手続等のサポートを行い、地域での相談体制の強化を支援します。〔福祉総務課〕

(2)民間活動団体間の連携強化

【48 保護司会及び民生児童委員協議会の連携】

- 保護司と民生委員・児童委員が定期的な合同研修において情報共有を図ることで、団体間の連携を強化します。〔福祉総務課〕

2 広報・啓発活動の促進

■課題・現状等■

- 犯罪をした者等が社会に復帰するためには自ら努力するとともに、地域の中で孤立することのないよう、市民一人ひとりの理解と協力も必要であり、そのためには更生支援の取組に対しての関心と理解を深めてもらうことが重要です。
- 「再犯防止」という言葉からは、ネガティブなイメージを持たれる場合も懸念されるため、地域の中で理解が得られるよう、社会復帰に向けた更生を支えていくという視点を踏まえて、広報や啓発をしていくことが必要です。

■施策の方向■

より多くの市民が更生支援に対しての理解を深め、活動への参加や協力をしていただける機運を高めるため、更生支援に関する広報や啓発の機会を拡充します。



■ 施策の内容 ■

(1)防犯意識及び更生支援に関する啓発と理解の促進

【49 防犯意識の啓発】

- 市民一人ひとりが犯罪を発生させることがないように、空き巣や自転車盗難などの身近に起こる犯罪の発生状況及び発生予防のための対策について情報発信を行い、市民の防犯意識の向上を図ります。〔総合防災安全課〕

【50 更生支援に関する周知・啓発】

- 更生支援に関する研修や講座等といった周知・啓発の機会を、関係機関に対して提供します。〔福祉総務課〕

【46 社会を明るくする運動の推進】(再掲)

- 犯罪及び非行防止や更生に対して市民一人ひとりが理解を深め、犯罪が起こらないまちづくりを進めるため、関係機関と連携して「社会を明るくする運動」を実施します。〔福祉総務課〕

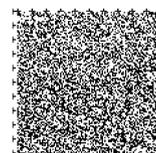
3 地域の防犯力の向上

■ 課題・現状等 ■

- 更生支援に取り組むことはもちろんのこと、何よりも地域から犯罪や犯罪被害を発生させないように、地域の防犯力を高め、犯罪に強い地域づくりを進めることが重要です。
- 地域の防犯力を高めるためには、市民のパトロール活動による地域を見守る目を増やすことや、犯罪が起こりやすいと思われる場所へ防犯カメラや街灯を設置するなど、犯罪が起こりにくい環境をつくる必要があります。

■ 施策の方向 ■

犯罪に強い地域づくりを進めるため、地域や民間協力団体等と協力して、パトロール活動をはじめ、地域における防犯活動の支援を行います。



■ 施策の内容 ■

(1) 市民の主体的な防犯活動の支援

【51 地域での防犯パトロールの支援】

- 地域等が自主的に行うパトロール活動に対して、支援用品貸与等の支援を行います。〔総合防災安全課〕

【52 非行防止活動の推進】

- 小学校区域単位で組織されている健全育成推進地区委員会が実施する防犯パトロール活動を支援することにより、児童が健全に過ごせる環境づくりを行います。〔児童青少年課〕

(2) 犯罪が起こりにくいまちづくりの推進

【53 防犯設備補助事業】

- 犯罪の未然防止を図るため、自治会や商店街等が防犯カメラや防犯灯を設置する際の助成を行います。〔総合防災安全課〕

【54 安全・安心パトロール】

- 市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを目指して、青色回転灯装備車両による安全・安心パトロールを実施し、市内の犯罪防止に努めます。〔総合防災安全課〕

【55 防災・安全情報メール】

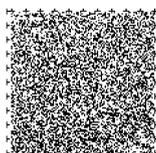
- 事前に登録した市民に、市からの緊急情報や地震情報(調布市震度3以上)、気象情報(特別警報, 警報, 注意報), 災害情報, 国民保護情報, 防犯情報などを配信します。〔総合防災安全課〕

【56 犯罪抑止に係る周知啓発の取組】

- 特殊詐欺被害防止のため、警察機関と連携して高齢者向けに啓発や特殊詐欺被害防止のための自動通話録音機の貸出を行います。また、小・中学校の児童・生徒に対しては調布警察署が行うセーフティ教室などの場を通じ、犯罪に巻き込まれないように防犯ブザーの機器点検, 使用方法の確認やSNSの使用上の注意について周知・啓発を実施します。〔総合防災安全課〕

【57 緊急避難場所「こどもの家」の登録】

- 子どもが登下校中や外で遊んでいる時に犯罪行為に巻き込まれそうになった際に、危険から逃れて助けを求めてきた子どもを保護する緊急避難場所として、主に市内各小学校のPTAが運営する「こどもの家」について、目印となるプレートやステッカーの作成, 登録者への傷害保険の加入等の支援を行います。〔社会教育課〕



基本方針5：多機関連携・協働による地域共生のまちづくり

～更生支援のための連携体制の整備～

1 関係機関・団体の連携強化

■課題・現状等■

- 犯罪をした者等の社会復帰支援は、これまでは国が中心となって実施してきましたが、刑事司法手続を離れた者の対応は、国や地方公共団体、民間団体等が連携して支援をすることが求められています。
- 犯罪をした者等の支援に当たっては、刑事司法機関をはじめ、保護司会、更生保護ボランティア、医療・保健・福祉関係団体及び機関など、多くの機関との連携・情報共有を強め、更生支援に取り組む必要があります。

■施策の方向■

刑事司法関係機関、更生保護関係団体、地域関係団体と医療・保健・福祉関係機関・団体等と連携し、更生支援の取組を効果的に推進していきます。

■施策の内容■

(1)関係機関との連携体制の構築

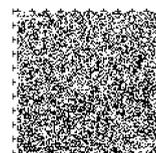
【58 更生支援に関する連携体制の構築】

- 保護司会、更生保護女性会、民生委員・児童委員等の民間協力者をはじめ、保護観察所、警察等の関係機関及び庁内関係部署間において、更生支援に関する連携体制の構築を推進し、地域課題の解決に努めます。〔福祉総務課〕

(2)地域におけるトータルケアの推進

【59 地域におけるトータルケアの推進】

- 地域で複合的な課題を抱える人や、社会的孤立に陥っている人などを発見し、適切な支援(保健・医療・福祉の様々なサービス等)へとつなげられるよう、8つの福祉圏域に配置された地域福祉コーディネーターを中心として、多機関の協働による相談支援等の充実を図るとともに、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。〔福祉総務課〕

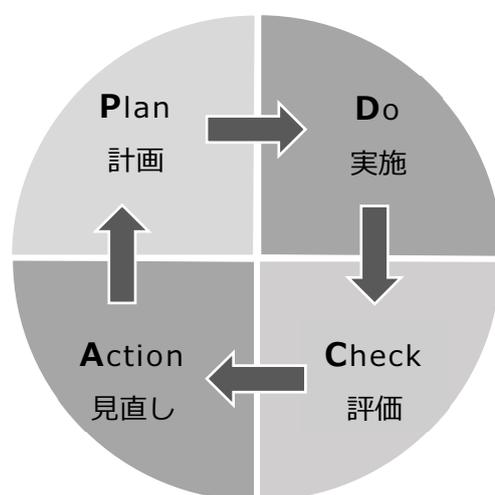


第4章 計画の推進

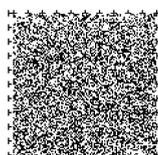
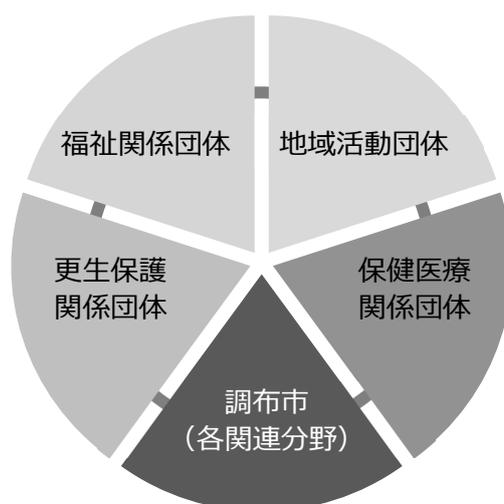
4-1 計画の進行管理・評価

本計画の推進のため、PDCA サイクル(P:計画, D:実施, C:評価, A:見直し)の考え方にに基づき進行管理を実施し、計画全体の継続的な改善を図ります。

また、更生保護や福祉の関係団体等が参加する協議体において計画の進捗状況等について情報共有を図り、更生支援の推進に必要な事項の検討を行います。



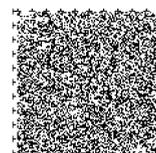
■ 協議体構成イメージ図



資料編

1 計画の策定経過

年度	年月日	内容
令和2年度	令和2年 12月	関係機関・団体ヒアリング実施
	12月15日	第1回調布市再犯防止推進計画準備会 ・更生保護関連団体について ・再犯防止の現状等について
	令和3年 1月14日	第2回調布市再犯防止推進計画準備会 ・調布市・調布警察署の犯罪に関する統計について ・ヒアリング結果
	2月10日	第3回調布市再犯防止推進計画準備会 ・課題のまとめ, 必要な支援について
令和3年度	令和4年 1月25日	令和3年度第1回調布市再犯防止推進計画策定委員会 ・計画策定の目的, 国等の動向 ・調布市の現状と課題の確認 ・重点課題及び関連事業の確認
	2月25日	令和3年度第2回調布市再犯防止推進計画策定委員会 ・計画全体の構成案と基本的事項の検討 ・各論の概要案の検討
	3月29日	令和3年度第3回調布市再犯防止推進計画策定委員会 ・計画骨子(案)の確認
令和4年度	7月8日	令和4年度第1回調布市再犯防止推進計画策定委員会 ・素案の検討
	8月18日	令和4年度第2回調布市再犯防止推進計画策定委員会 ・素案の検討
	9月20日～ 10月19日	パブリック・コメント
	11月18日	令和4年度第3回調布市再犯防止推進計画策定委員会 ・計画案の検討



2 調布市再犯防止推進計画策定委員会設置要領

(目的)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)に基づき, 調布市における再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として調布市再犯防止推進計画(以下「計画」という。)を策定するため, 調布市再犯防止推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は, 前条の目的を達成するために, 次の各号に掲げる事項について検討し, その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 計画の全般にわたる検討及び策定に関すること。
- (2) 計画の策定に向けた調査及び協議に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか, 市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は, 市長が依頼し, 又は任命する, 次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)20人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 更生保護関連団体の代表者 2人以内
- (3) 民間協力団体の代表者 2人以内
- (4) 地域福祉関係団体の代表者 1人
- (5) 関係行政機関の代表者 3人以内
- (6) 教育関係者 1人
- (7) 市職員 9人以内

(任期)

第4条 委員の任期は, 市長が任命した日から計画を策定した日(以下「計画策定日」という。)までとする。

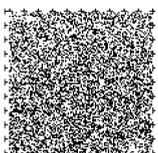
(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は, 委員が互選する。
- 3 委員長は, 委員会を代表し, 会務を総理する。
- 4 副委員長は, 委員長を補佐し, 委員長に事故があるときは, その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は, 委員長が招集する。



(意見聴取)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

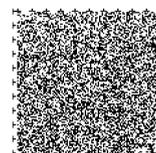
(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要領は、令和3年12月28日から施行する。

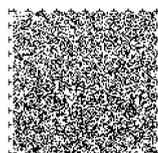
2 この要領は、計画策定日限り、その効力を失う。



3 調布市再犯防止推進計画策定委員会委員名簿

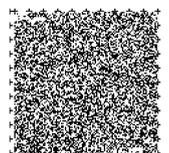
NO	所属	氏名	備考
1	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 准教授	川村 岳人	委員長
2	東京都立大学人文社会学部 助教	掛川 直之	副委員長
3	調布保護司会 会長	宮内 弘	
4	調布・狛江地区協力雇用主会 理事	梶原 良介	
5	東京都薬物乱用防止推進調布地区協議会 会長	山本 良子	
6	調布市民生児童委員協議会 会長	小川 時雄	
7	調布市社会福祉協議会地域福祉推進課長	高橋 順子	
8	東京保護観察所立川支部 支部長	藤井 淑子	
9	調布警察署生活安全課長	高笠 友裕	
10	調布市立第五中学校 校長	小坂 力	
11	総合防災安全課 主幹	宮地 朋子 池上 雅人	～令和3年度 令和4年度～
12	産業振興課産業労働支援センター担当課長	福澤 明	
13	子ども生活部副参事兼児童青少年課長	鈴木 克昌	
14	福祉健康部参事	風間 雄二郎	
15	生活福祉課長	宇津木 ゆみ子	
16	高齢者支援室高齢福祉担当課長	米倉 勝利	
17	障害福祉課長	石川 士朗	
18	健康推進課長	木村 良太	
19	住宅課長	山田 鑑三	
事務局 福祉総務課			

敬称略

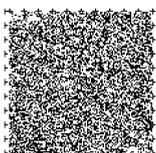


4 施策と担当所管一覧

各施策	担当所管	総合防災安全課	産業振興課	子ども政策課	子ども家庭課	児童青少年課	福祉総務課	生活福祉課	高齢者支援室	障害福祉課	健康推進課	住宅課	指導室	社会教育課
基本方針1	01	青少年交流館												●
	02	青少年ステーション CAPS				●								
	03	子ども・若者居場所事業費補助金				●								
	04	調布市子ども・若者総合支援事業(ここあ)			●	●		●						
	05	子ども食堂		●										
	06	ひだまりサロン					●							
	07	地域福祉コーディネーター事業					●							
	08	生活支援体制整備事業(地域支え合い推進員)							●					
	09	自立相談支援事業						●						
	10	就労準備支援事業						●						
	11	障害者就労支援事業								●				
	12	ひとり親家庭就労支援事業			●									
	13	ちょうふ若者サポートステーション	●											
	14	シルバー人材センター							●					
	15	ちょうふ就職サポート			●			●						
	16	調布国領しごと情報広場	●											
	17	住まいぬくもり相談室											●	
	18	調布市居住支援協議会(すまいサポート調布)											●	
	19	住居確保給付金						●						
	20	障害者グループホームの整備								●				
	21	児童養護施設退所者等支援事業(ステップアップホーム事業)		●										
基本方針2	22	地域包括支援センターの充実							●					
	23	障害者相談支援事業								●				
	24	民生委員・児童委員への活動支援					●							
	25	総合福祉センターにおける相談事業					●							
	26	見守りネットワーク(みまもっど)の推進							●					
	27	認知症サポーター養成講座							●					
	28	障害者理解の推進								●				
	29	障害者地域自立支援協議会								●				
	30	ワンストップ型の相談・支援窓口「調布ライフサポート」						●						



各施策	担当所管	総合防災安全課	産業振興課	子ども政策課	子ども家庭課	児童青少年課	福祉総務課	生活福祉課	高齢者支援室	障害福祉課	健康推進課	住宅課	指導室	社会教育課
基本方針2(続き)	31	生活保護制度						●						
	32	緊急援護資金貸付						●						
	33	児童育成手当・児童扶養手当等			●									
	34	母子・父子福祉資金貸付			●									
	35	受験生チャレンジ支援貸付事業					●							
	36	薬物乱用防止の普及運動									●			
	37	薬物依存症者への相談体制の充実									●			
	38	青少年の健全育成活動					●							
基本方針3	39	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置											●	
	40	電話相談(心のキャッチホン)											●	
	41	安全教育の実施											●	
	42	調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会・調布市青少年補導連絡会					●							
	43	調布市子ども・若者支援地域ネットワーク					●							
基本方針4	44	調布地区防犯協会への活動支援	●											
	45	東京都北多摩地区保護観察協会への参画					●							
	46	社会を明るくする運動の推進					●							
	47	保護司会・更生保護女性会等への活動支援					●							
	48	保護司会及び民生児童委員協議会の連携					●							
	49	防犯意識の啓発	●											
	50	更生支援に関する周知・啓発					●							
	51	地域での防犯パトロールの支援	●											
	52	非行防止活動の推進					●							
	53	防犯設備補助事業	●											
基本方針5	54	安全・安心パトロール	●											
	55	防災・安全情報メール	●											
	56	犯罪抑止に係る周知啓発の取組	●											
	57	緊急避難場所「こどもの家」の登録												●
	58	更生支援に関する連携体制の構築					●							
	59	地域におけるトータルケアの推進					●							



調布市更生支援プラン
～支え合い ともに暮らす 明るいまち調布～
(調布市再犯防止推進計画)

発行・編集:調布市 福祉健康部 福祉総務課
電 話:042-481-7101,7102
F a x:042-481-7058
〒182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1

登録番号 (刊行物番号)

2022-139

